

◇番号	201702
◇研究機関名	佐賀大学
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 29 年 1 月 13 日、学内から、農学部附属アグリ創生教育研究センター所属の教授（以下「調査対象者」という。）に研究費の不正使用の疑いがあると通報がなされた。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 予備調査による関係書類の確認及び関係者ヒアリングの結果を受け、本調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して予備調査及び本調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査期間 平成 29 年 1 月～平成 29 年 7 月</li> <li>・ 調査対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査対象年度 平成 20 年度～平成 28 年度 国立大学法人佐賀大学法人文書管理規程において、会計伝票及び証憑の法人文書保存期間を 8 年間としており、文書が保存されている全ての年度を調査対象とした。</li> <li>(2) 調査対象経費 調査対象者が執行した全ての研究資金における旅費、謝金、物品費、その他全ての経費。</li> </ul> </li> <li>・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 書面調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>①旅費 調査対象者が支出した旅費に係る経路、宿泊先、用務先の実態について、本学が保管している会計書類、調査対象者が保管している領収書及び学生が保管していた記録による調査を実施。</li> <li>②謝金 調査対象者が支出した謝金に係る勤務の実態、作業確認の実態について、本学が保管している会計書類、調査対象者が作成した作業メモ及び学生が保管していた記録による調査を実施。</li> <li>③物品費 調査対象者が支出した物品費に係る預け金の有無について、本学が保管している会計書類及び納入実績のある業者への文書照会による調査を実施。</li> </ul> </li> <li>(2) ヒアリング 以下の関係者にヒアリングを実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 告発者</li> <li>・ 調査対象者</li> <li>・ 学生（当該研究室所属 12 名）</li> <li>・ 教員（調査対象者以外で唐津キャンパスに所属する全ての教員 2 名）</li> <li>・ 職員（唐津キャンパス事務担当 1 名）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

◇調査結果

**【不正の種別】**

架空請求（旅費（宿泊代、交通費）・謝金）

**【不正の具体的な内容】**

・動機、背景

(1) 旅費（宿泊代）

調査対象者がAセンターに出張した際に、同センターの宿泊施設を利用しようとしたが、インターンシップのため滞在していた研究室所属の女子学生がその宿泊施設を利用していたことから、この者と同一の宿泊施設を利用することを避けるために、当時同じくインターンシップでマンスリーマンションを借上げていた研究室所属の男子学生宅に宿泊したが、宿泊代相当額の減額手続きを怠った。

(2) 旅費（交通費）

当該研究室所属の学生に、より多くの学会参加の機会を与えて経験を積ませるため、学会発表する学生に加え、それ以外の学生も同行させた。予算の都合上、旅費の支給対象にならなかった学生の旅費を工面するために、実際とは異なる経路の交通費を請求し支出させた。

(3) 謝金

研究材料であるユリの花を、当初入手していた佐賀市内の花屋において入手困難な際、福岡県に実家がある学生（当該研究室所属）に、福岡県内の花屋で購入してくるよう、調査対象者が依頼した。

この学生は花屋に、大学との掛売りによる取引が可能であると確認したが、調査対象者は手続きが煩わしいと感じたために学生に立て替えさせ、後日、花の代金及び高速道路利用料を学生への謝金として支出した。

・手法

(1) 旅費（宿泊代）

学生の借り上げていた部屋に宿泊したにもかかわらず、2泊分の宿泊代を請求して研究費から支出させた。

(2) 旅費（交通費）

学会出張に係る旅費の請求において、鉄道での移動として交通費を請求したにもかかわらず、大学の旅費に関する取り決め上認められていない自家用車にて移動した。

(3) 謝金

学生に購入させたユリの花の代金と福岡から唐津キャンパスまでの高速代を合わせた金額を、立替払いなどの手続きを行わずに、労働時間を水増しした謝金として支出させた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	245,860円	1人
戦略的創造研究推進事業	5,520円	1人
受託研究費	143,420円	1人
教育研究助成奨学寄附金	3,900円	1人
大学自己資金	216,410円	1人
計	615,110円	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私的流用の有無</li> </ul> <p>旅費（宿泊代）の架空請求においては、2泊分の宿泊代相当額を自身や部屋を提供した学生の食事代に充てており、私的流用と判断した。</p> <p>旅費（交通費）及び謝金の架空請求については、研究の遂行に関連する出張経費及び研究材料の購入に充てていたため、私的流用はなかったものと判断した。</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b></p> <p>書面調査及び関係者のヒアリングから、旅費や謝金の支給額の算定根拠とは異なる実態があることを確認できたことから、平成24年9月から平成28年11月までの間、調査対象者が架空請求を行い、合計9件、615,110円を不正使用していたと認定した。</p>
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b></p> <p>(1) コンプライアンス意識の欠如</p> <p>調査対象者の研究室のある唐津キャンパス（唐津市内）は、常駐する教職員や学生数が少なく、大学本部や学部本体のある本庄キャンパス（佐賀市内）から地理的にも離れており、調査対象者は外部からの目が届き難い閉鎖的な環境の中に置かれていたことにより、公的研究費に対するコンプライアンス意識の欠如につながった。</p> <p>(2) 研究費の使用に関する制度等</p> <p>(ア) 旅費に関する取組み</p> <p>①旅費（宿泊代）</p> <p>各自で宿泊先の領収書などを翌年度末まで保管するよう定めていたが、その牽制効果が十分ではなかった。</p> <p>②旅費（交通費）</p> <p>出張の際に自動車利用が認められる場合のルールに対する、調査対象者の認識が欠けていた。</p> <p>(イ) 謝金に関する取組み</p> <p>謝金の作業確認について、事務職員等の理解が不十分であり、大学としても第三者が立ち会ったことを証する書類までは求めていなかった。</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>(1) コンプライアンス意識の欠如</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間、遠隔地にある部署について、特に重点的に内部監査（学生に対するヒアリングを含む）を実施する。</li> <li>・教育研究評議会及び教授会をはじめ各種会議などにおいて、教職員に対し、公的研究費に係るルールについて、改めて周知徹底を図る。</li> <li>・e-learning 教材について、今回の不正事例を含めるなどその内容の充実を図るとともに、受講期間を可能な限り長く取り全教職員が再度受講できる機会を増やし、より一層のコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・学生に対して、研究室に配属される際に、謝金や旅費の支給方法や規則を遵守しなければならないこと並びに学生が関係する不正の事例及び教職員から不正の強要があった場合の対応方法が記載された文書を配付するなど、事務手続き等の理解の徹底を図る。</li> </ul>

	<p>(2) 研究費の使用に関する制度等      当分の間、旅費や謝金における架空請求等の不正があった事案について、特に重点的に内部監査を行い、より一層の牽制を図る。</p> <p>(ア) 旅費に関する取組み</p> <p>①旅費（宿泊代）      出張報告書について、新たに「宿泊先」などの項目を設け、実態の把握に努める。</p> <p>②旅費（交通費）      出張の際に自動車認められるのは、その勤務する部局等を起点として半径 50 キロメートル以内の地域を移動する場合というルールを全学教職員宛メールにより周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 謝金に関する取組み      学生アルバイトに係る出勤表の勤務実態の把握において、事務職員等の第三者が立ち会ったことを証するための押印欄を出勤表に設けて義務化することにより、教職員及び学生への牽制を図るとともに、第三者の責任を明確化する。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件の公表状況          平成 29 年 9 月 26 日（火）佐賀大学ホームページに公表（氏名公表あり）</li> <li>・ 関係者の処分          学内規程に基づき、当該教員（平成 28 年度末退職）を諭旨解雇相当とした。          なお、処分は本研究費不正以外の学内規程違反による不適切な行為も勘案して決定した。</li> </ul>